

7

個人の事業税

この税金は、個人が事業を行う場合には、道路や橋などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、その経費の一部を負担していただくものです。

納める人

県内に事務所や事業所を設けて次の事業を行う個人

- ① 第1種事業：物品販売業 製造業 運送業 請負業 印刷業 旅館業 飲食店業 不動産貸付業 代理業など37業種
- ② 第2種事業：畜産業 水産業 薪炭製造業の3業種
- ③ 第3種事業：医業 歯科医業 弁護士業 税理士業 美容業 コンサルタント業 設計監督者業 などの30業種

納める額

前年中の事業の所得から各種控除を控除した額に次の税率を乗じた金額

- ① 第1種事業：100分の5
- ② 第2種事業：100分の4
- ③ 第3種事業：100分の5（あん摩業等は100分の3）

申告と納税

①申告期限は3月15日です。

ただし、所得税の確定申告を提出した人、住民税の申告をした人は申告の必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、又は、住民税申告書の「事業税に関する事項」欄は必ず記載してください。

年の途中で事業を廃止した場合は、廃止した日から1か月以内（事業主の死亡による廃止の場合は4か月以内）にその年の1月1日から事業廃止の日までの所得について申告します。

②納期は年2回（8月と11月）です。

ただし、税額が1万円以下の場合は8月に全額納めていただきます。

各種控除の種類

損失の繰越控除、被災事業用資産の繰越控除、白色申告者の事業専従者控除（限度額50万円、配偶者の場合の限度額86万円）、事業主控除（年290万円）などがあります。

個人事業税の計算方法

例

夫婦で飲食店を経営し、昨年の年間収入は820万円（妻の給与を除く必要経費350万円）でした。青色申告を行っており、妻には150万円の給与を支給しました。この場合の個人事業税はいくらになりますか？

総収入額	8,200,000 円
必要経費	3,500,000 円
事業専従者控除	1,500,000 円
事業主控除	2,900,000 円
課税所得金額	8,200,000 円 - 3,500,000 円 - 1,500,000 円 - 2,900,000 円 = 300,000 円
税額	300,000 円 × 5% = 15,000 円